

令和5年度寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安心・安全の確保、住環境の改善及び良好な景観の促進を図るため、老朽化し、危険な空き家住宅の解体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不良住宅 次のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 市内に存する居住を目的として建築し、又は使用された建築物（併用住宅の場合は、過半が居住の用に供されているものをいう。以下同じ。）

イ 現に1年以上使用されていない建築物

ウ 鉄筋コンクリート並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造を除く建築物

エ 市長が、住宅区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号。以下「施行規則」という。）別表第一（イ）欄に掲げる評定区分の二構造物の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定した建築物

(2) 空き家住宅 次のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 前号ア、イ及びウに掲げる建築物

イ 市長が、施行規則別表第一（イ）欄に掲げる評定区分の二構造物の腐朽又は破損の程度における合計評点が50点以上100点未満であると測

定した建築物

(3) 除却 建築物を解体し、撤去することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者(法人を除く。)
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象建築物が共有である場合において、当該共有者から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者
- (2) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。以下同じ。)が設定されている場合において、当該権利者から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者
- (3) 市税等に滞納がある者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する不良住宅又は空き家住宅を除却する工事で、次の各号のいずれにも該当する者に請け負わせる工事とする。

- (1) 県内に本店又は営業所を有する法人又は県内に住所を有する個人
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事

業、建築工事業若しくはとび・土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部の除却工事
- (2) 居住の用以外の用に供されているものの除却工事
- (3) 車庫、物置、門又は塀の除却工事
- (4) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (5) 公共事業等の補償の対象となっている建築物の除却工事
- (6) 本補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない除却工事
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く額をいう。

以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事費に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。

2 前項の国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

とし、事業の内容に応じ、不良住宅除却は80万円、空き家住宅除却は40万円をそれぞれ限度額とする。

- 2 前項の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事前調査申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 前項の事前調査申込書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助金の交付を受けようとする建築物の付近見取図、平面図(床面積の分かるもの)、写真及び登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し)
 - (2) 補助金の交付を受けようとする建築物の登記事項証明書に共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者からの当該建築物の除却についての同意書
 - (3) 補助金の交付を受けようとする建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権の設定がある場合にあっては、当該権利者からの当該建築物の除却についての同意書
 - (4) 第3条第1項第2号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合であって、その交付を受けようとする建築物を相続する者が2人以上であり、かつ、当該建築物が分割登記されていないときは、当該相続人(当該申請者を除く。)の当該建築物の除却についての同意書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の事前調査申込書を受理したときは、審査及び現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書(様式第2号)により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金等交付申請書)

第8条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「申

請書」という。)によるものとする。

2 申請書は、当該申請に係る工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実施計画書（様式第4号）
- (2) 第4条第1項第2号に規定する許可の通知書又は登録の通知書の写し
- (3) 補助対象工事の見積書の写し（内訳明細を添付すること。）
- (4) 補助対象建築物の平面図（床面積のわかるもの）
- (5) 第3条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号又は第2号に規定する者の補助金の交付を受けようとする建築物の除却についての同項第1号に規定する者の同意書及び印鑑登録証明書又は同項第2号に規定する者全員の同意書及び当該同意した者全員の印鑑登録証明書
- (6) 第3条第1項第2号に規定する者又は同項第3号の規定により同項第2号に規定する者から同意を得た者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号に規定する者及び同項第2号に規定する者の間の相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本
- (7) 令和4年度分（令和5年4月から6月までに申請する場合は令和3年度分）の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象事業費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和5年度寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提

出しなければならない。

- (1) 事業実施変更計画書（様式第4号）
 - (2) 変更に係る除却工事見積書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第10条 規則第7条第2項の規定により、次に掲げる事項を交付の決定の条件とする。

- (1) 補助対象工事を施工する場合は、建設リサイクル法その他の関係法令を順守すること。
- (2) 補助対象工事完了後は、その跡地を周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

（補助事業実績報告書）

第11条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金工事完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）によるものとする

2 完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和5年2月9日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し
- (4) 除却に要した費用に係る領収書の写し（内訳明細の記載があるもの。）
- (5) 除却後の写真
- (6) 補助対象建築物の除却工事完了証明書の写し
- (7) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保管)

第12条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

住宅の不良度の判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	
二	構造物の腐朽又は破損の程度	(一)床	イ 根太落ちがあるもの	10	100
			ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
		(二)基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
		(三)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(四)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	